

基監発 0401 第 4 号
平成 22 年 4 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

非正規雇用労働条件改善指導員の一層の活用について

非正規雇用労働条件改善指導員（以下「指導員」という。）の配置に関して留意すべき事項については、平成 21 年 4 月 1 日付け基監発第 0401002 号「非正規雇用労働条件改善指導員の配置等に関して留意すべき事項について」により指示しているところであるが、非正規労働者の労働条件の改善を図るため、下記のとおり指導員の一層の活用を図ることとしたので、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 指導員による個別訪問

（1）個別訪問による指導・助言の実施

都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）に配置された指導員により、事業主団体、事業場に対する個別訪問を行い、各種パンフレット等を活用して非正規労働者の労働条件の改善に係る指導・助言を実施すること。

（2）個別訪問の対象

ア 個別訪問の対象は、次のとおりとすること。

（ア）局における対象

商工会議所、業種別事業主団体等、指導内容の会員事業場への周知等が見込まれ、会員事業場における非正規労働者の労働条件の改善が期待できる事業主団体。

（イ）署における対象

相談内容、就業規則等の各種届出の内容、監督指導・集団指導の際に把握した情報、アンケート調査等の各種情報から、非正規労働者の労働条件の改善が期待できる事業場

イ 上記アによる対象の選定は、都道府県労働局労働基準部監督課長（以下「監督課長」という。）又は労働基準監督署長（以下「署長」という。）の判断によることとし、相談票や別添 1 等を活用して当該決裁を得ること。

なお、個別訪問は、1 回限りの実施ではなく、必要に応じて一定期間に

わたって計画的に実施することも差し支えないこと。

ウ 当該事業場に対し個別訪問の了解を得ること。その際、労働基準監督官が行う臨検監督とは異なるものであることを、併せて説明すること。

エ 署長の要請に基づき局署間で調整を図った上で、署長が上記イの決裁を行った対象事業場に対して局配置の指導員が個別訪問を行うことも差し支えないこと。

(3) 指導・助言の内容等

ア 個別訪問に当たっては、次の事項を中心に指導・助言を実施すること。

① 有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準を定める告示（平成 15 年厚生労働省告示第 357 号。以下「雇止め基準」という。）の周知

② 年次有給休暇の比例付与や健康診断の対象労働者等、非正規労働者に係る労働基準関係法令上の取扱いの周知とこれに対応した体制の整備

③ 短時間労働者・有期契約労働者等の非正規労働者に対応した労働条件通知書・就業規則等の整備

イ 指導員が事業場に対する個別訪問を行った際（上記（2）エにより局配置の指導員が行った場合を含む。）に、雇止め基準に適合していない事実を認めた場合には、別添 2 等により署長の決裁を得た上で、平成 15 年 12 月 26 日付け基監発第 1226001 号「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準に係る助言・指導等の実施について」別添 2 の指導文書の交付により、労働基準法第 14 条第 3 項の助言・指導を行うこと。

なお、雇止め基準第 1 条から第 3 条に適合していない場合については指導を、第 4 条については助言を行うこと。

ウ 個別訪問を実施した場合には、訪問先の現状、指導・助言の内容、訪問先の今後の対応についての意向等について復命すること。

(4) 業務量

指導員が行う事業主団体、事業場への個別訪問の件数については、年間 10 件以上を目標とすること。

2 集団指導、相談対応等

局署において集団指導を実施する場合には、その事前準備等のほか、説明員としても指導員を積極的に活用すること。

また、相談対応、自主点検の実施等に当たっても、指導員を引き続き活用すること。

3 報告

別添 3 により各年度ごとの指導員の勤務実績を翌年度 4 月 15 日までに本省労働基準局監督課へ報告すること。

(別添 1)

署長	次長	主任（課長）	係

起案日	年 月 日
決裁日	年 月 日
施行日	年 月 日

担当者氏名

非正規労働者の労働条件の改善に係る個別訪問について（伺い）

標記について、下記の事業場・事業主団体等に対して、個別訪問による指導を実施してよろしいかお伺いします。

記

事業場・事業主団体等の名称	
所在地・電話番号	(— —)
代表者職氏名	
労働者数 (うち有期契約労働者数)	人 (うち 人) ※ 事業主団体については 空欄として差し支えない
対象とする理由	
備考（事業場側の意向等を記載すること）	
署長判決	

(別添 2)

署長	次長	主任（課長）	係

起案日	年	月	日
決裁日	年	月	日
施行日	年	月	日

担当者氏名

労働基準法第 14 条第 2 項に基づく有期労働契約の締結、更新及び雇止めに
関する基準に係る同条第 3 項による助言・指導について（伺い）

標記について、個別訪問を行った際に確認した事実は下記のとおりであった

ので、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{助言すること} \\ \text{指導すること} \end{array} \right\}$ としてよろしいかお伺いします。

記

事業場・事業主団体 等の名称	
所在地・電話番号	(- -)
代表者職氏名	
労働者数 (うち有期契約労働者数)	人 (うち 人)
確認した事実関係等	
署長判決	

非正規雇用労働条件改善指導員勤務実績

(平成 年度分)

対応の区分		件数
就業規則等の届出対応に係る指導・助言		件
相談対応に係る指導・助言		計 0 件
相談者の区分	① 非正規労働者	件
	② 正規労働者	件
	③ 使用者	件
	④ その他・不明	件
相談対象者の区分	① 非正規労働者に関する相談	件
	② 正規労働者に関する相談	件
	③ その他の相談	件
相談内容の区分	① 解雇・雇止め・契約期間等契約一般に関するもの	件
	② 賃金に関するもの	件
	③ 労働時間に関するもの	件
	④ その他	件
個別訪問		計 0 件
事業場に対する指導・助言		件
(うち、指導文書の交付件数		(件)
事業主団体に対する指導・助言		件
集団指導		件

※ 相談対象者及び相談内容の区分については、複数の区分に該当する場合には、該当するもの全てに件数を計上すること。このため、「相談対応に係る指導・助言」の件数とは一致しない場合がある。